

藤田緑地ほか管理業務委託仕様書

この仕様書は、岡山市土木工事共通仕様書によるほか、以下とする。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 業務名 | 藤田緑地ほか管理業務委託 |
| 2 | 業務の目的 | 緑道管理のため |
| 3 | 履行場所 | 岡山市南区藤田地内ほか（別添位置図のとおり） |
| 4 | 履行期限 | 令和9年3月31日まで |
| 5 | 業務の内容 | 別冊の設計図書(委託数量総括表)及び本仕様書、岡山市公園緑地・街路樹等管理業務委託仕様書等のとおり。 |
| 6 | 業務責任者及び技術者 | 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者及び技術者を選び、届け出をおこなうこと。 |
| 7 | その他 | <p>1)受託者は、作業着手前に計画工程表を、作業完了後に実施工程表を提出するものとする。さらに、月別の作業報告、予定表を毎月初めに提出すること。</p> <p>2)受託者は、所定の報告書、記録写真を、9月末に第1回目を、工期末に第2回目（最終）を提出すること。なお、写真管理にあたっては、日時、場所、作業名等記入のうえ撮影すること。</p> <p>3)受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努めること。</p> <p>4)受託者は管理作業にあたり必要な道路使用許可、消防署等、必要な官公署への届け出を行うこと。</p> <p>5)台風等の緊急時には、市（担当課）と密接な連携をとりながら、緊急の巡視体制を組み、災害、事故等に速やかに対応できるようにすること。</p> <p>6)巡視時に樹木等の枯損を発見した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、適切な処理を行うこと。また、枯枝等は速やかに処理するとともに、植込み内のビニール袋、空き缶のゴミ等も取り除き処分すること。</p> <p>7)除草にあたっては、樹木を痛めないこと。また、ゴミ等の処理も併せて行い即日処理をすること。また、除草剤の使用にあたっては、安全適正作業に努めること。</p> <p>8)剪定および刈込みにあたっては、時期および剪定方法等、市の方針にそって、監督員と十分協議し作業を行うこと。</p> <p>9)灌水にあたっては、時期、場所、樹木等を考慮し、給水車やホース等で所定の水量を効果的に灌水すること。</p> <p>10)清掃（落葉を含む）は、除草時の回数には含まれず、除草時以外の月に、計画的に行うこと。</p> |

11)市指定地への剪定枝搬入の実施時期については、事前に監督員と協議すること。

12)本数管理（街路樹は除く）の成果品は、本年9月中に、所定の用紙に規格、本数を記入のうえ、遅延なく提出すること。

13)契約金額が5,000,000円以上の場合、受託者は既済部分について、部分払を請求することができる。金額については、既済部分の90%以内で契約金額の50%以内とする。